

令和 8 年（2026 年）第 2 回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第 1 号

日時 令和 8 年（2026 年）6 月 11 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|----------------|--|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 報告第 1 号 | 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程 6 報告第 2 号 | 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について |
| 日程 7 報告第 3 号 | 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告について |
| 日程 8 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 9 議案第 29 号 | 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 議案第 30 号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 議案第 31 号 | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 議案第 32 号 | 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 議案第 33 号 | 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 議案第 34 号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す |

			る条例の制定について
日程 15	議案第 35 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町一般会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 16	議案第 36 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 17	議案第 37 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 18	議案第 38 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 19	議案第 39 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 20	議案第 40 号	令和 8 年度 (2026 年度) 鹿追町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	
日程 21	議案第 41 号	瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約について	
日程 22	議案第 42 号	瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約について	
日程 23	議案第 43 号	瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約について	
日程 24	議案第 44 号	鹿追中学校バリアフリー化改修工事 (建築主体工事) 請負契約について	
日程 25	議案第 45 号	財産の取得について	
日程 26	議案第 46 号	財産の取得について	
日程 27	同意第 1 号	鹿追町農業委員会委員の任命について	
日程 28	同意第 2 号	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (10 人)

1 番 佐々木康人議員	2 番 黒井 敦志議員	3 番 金子 孝伸議員
4 番 青砥 敏一議員	5 番 山口 優子議員	6 番 欠番
7 番 川染 洋議員	8 番 狩野 正雄議員	9 番 安藤 幹夫議員
10 番 清水 浩徳議員	11 番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	草 野 礼 行
代 表 監 査 委 員	野 村 英 雄
農 業 委 員 会 会 長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	渡 辺 雅 人
総 務 課 長	武 者 正 人
総務課財政担当課長	大 西 亮 一
会 計 管 理 者	香 川 雅
総務課主幹（消防署長）	桑 折 琢 也
企 画 課 長	袈 岩 伸 彦
町 民 課 長	大 上 敦 士
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農 業 振 興 課 長	橋 本 和 則
保 健 福 祉 課 長	渡 辺 弘 樹
商 工 観 光 課 長	平 山 宏 照
建 設 水 道 課 長	高 橋 龍 也
建設水道課主幹	嶋 啓 二
ジオパーク推進課長	萩 生 田 訓 考
瓜 幕 支 所 長	高 井 宏 行
国民健康保険病院事務長	小 野 淳

総務課財政係長 鎌田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

教育長付教育政策担当主幹 宇井 直 樹

学校教育課長 田中 朋 子

学校教育課主幹 高嶋 幸 太

社会教育課長 早川 昌 映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局 長 津川 修

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 東原 孝 博

書 記 高瀬 俊 一

令和8年（2026年）6月11日（木曜日） 午前10時00分 開議

○議長（上嶋和志）

ただいまから、令和8年（2026年）第2回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

芳賀凌太郎総務課総務係長から、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、渡辺雅人副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

貴重なお時間をいただきまして、4月1日付及び6月1日付の異動に伴い、新たに議会説明員となりました職員を紹介させていただきたいと思います。

はじめに4月1日付、企画課長、襦岩伸彦であります。

○企画課長（襦岩伸彦）

よろしくお願いします。

○副町長（渡辺雅人）

次に町民課長、大上敦士です。

○町民課長（大上敦士）

よろしくお願いします。

○副町長（渡辺雅人）

次に、教育委員会学校教育課長、田中朋子です。

○学校教育課長（田中朋子）

よろしくお願いいたします。

○副町長（渡辺雅人）

次に、教育委員会学校教育課主幹、高嶋幸太です。

○学校教育課主幹（高嶋幸太）

よろしくお願いします。

○副町長（渡辺雅人）

次に、国保病院事務長、小野淳です。

○病院事務長（小野淳）

よろしくお願いします。

○副町長（渡辺雅人）

続いて6月1日付、本日欠席しておりますが、総務課総務係長、芳賀凌太郎です。

以上で議会説明員の紹介を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
ます。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（上嶋和志）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、山口優子議員、7番、川染洋議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（上嶋和志）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

会期は本日から6月18日までの8日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（上嶋和志）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和8年（2026年）2月分、3月分、4月分の出納検査報告書及び随時監査結果報告書が提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので、御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（上嶋和志）

日程４、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和８年（２０２６年）第２回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

まず３月１１日、地域貢献の感謝状贈呈式を行いました。今回は町内の株式会社三井組様。内容としては、瓜幕中学校の校庭内の立木伐採及び処理作業を御奉仕いただきました。もう１件は新得町の植村土建株式会社様で、こちらは瓜幕小学校の校庭内の立木伐採処理作業を行っていただいたところであります。感謝状を贈呈させていただきました。

次に３月１４日には、令和７年度（２０２５年度）鹿追町スポーツ賞並びに青少年文化賞等表彰式が町民ホールで開催されました。来賓等約１００名の御出席をいただいて、スポーツ特別賞ほか各賞、青少年文化奨励賞、青少年文化褒賞をお贈りしたところであります。

３月２３日、令和７年度（２０２５年度）に叙勲を受章された方に対する町から顕彰状の贈呈式を行いました。議会から上嶋和志議長、清水浩徳副議長にも御出席いただきました。今回、顕彰状を贈らせていただきましたのは、吉田稔様、令和７年（２０２５年）春の叙勲で旭日双光章を受章されました。それから濱田孝人様については防衛功労でございまして、危険業務の従事で、これも令和７年（２０２５年）春で瑞宝双光章でございまして。それから同じく危険業務ということで、伊藤馨様、令和７年（２０２５年）春の叙勲で瑞宝単光章。それから同じく危険業務で村川雄二様、瑞宝単光章。それから同じく危険業務で鹿嶋裕之様については秋の叙勲であります瑞宝単光章で、町から顕彰状を贈らせていただいたところであります。

３月２４日、陸上自衛隊第５旅団の河口弘幸旅団長着任の御挨拶で、３月２３日付で着任されて翌日３月２４日に御挨拶にお越しいただきました。鹿追町議会の上嶋和志議長、駐屯地特別委員会の川染洋委員長様ほか委員の皆様、鹿追町自衛隊協力会の相澤政則会長、鈴木朝子女性部長、鹿追町自衛隊家族会から清水浩徳会長、隊友会鹿追支部からは松井一泰支部長、ＪＡ鹿追町の木幡浩喜代表理事組合長、商工会の石田秀俊会長に御出席いただきました。河口旅団長につきましては、前職は市ヶ谷の陸上幕僚監部の指揮通信システム情報部長をお務めになっていたところがございます。

３月２５日、０１農業塾修了式が行われました。今回は２４期生４名の方が卒業することによって修了式が開催されたところであります。２５期の方については２年間ということですから

ので、5名の方がもう1年この農業塾でいろいろ勉強していただくということでもあります。

3月25日、鹿追町ゼロカーボンシティ推進協議会が開催され、関係者の皆様御出席のもと、令和7年度（2025年度）事業等々について御説明を申し上げたところであります。

3月26日、バイオマス産業都市提言書提出で毎年恒例でございます。バイオマス産業都市構築の推進に関する提言書で、バイオマス関係7府省、内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省に対して産業都市の役員で提出したところであります。私は会長を務めておりまして、そのほか道内では湧別町の加藤政弘町長、興部町の碓一寿町長、岡山県西栗倉村の青木秀樹村長といったメンバーで提言書を提出をしたところであります。

3月27日から29日にかけて「北海道国際映画祭 inSHIKAOI」で、3日間にわたって開催されたところであります。道内各地で開催されているこの取り組みですが、初めて本町ということで、3日間で映画鑑賞者として延べ660名の方がお見えになったということでもあります。本町では長編コンペティションで開催をされて、応募作178作品から選ばれた6作品が上映され、その中から最優秀賞が選ばれるということで、3日間にわたり大変たくさんの方に御来場いただいたと思っております。

3月27日、防衛省に訪問いたしまして、特に参議院議員の鈴木宗男先生のお取り計らいもあって、防衛省の施設整備の一番上の方で防衛省大臣官房の井上主勇施設監を訪問して、私と鹿追町自衛隊協力会の相澤政則会長、当時の企画課企画係の迫田明巳係長で訪問させていただきました。現在もそうですけれども、駐屯地等で発注する業務に対する地元企業の受注機会の確保、あるいは来年から本格的になると予定されている鹿追駐屯地の施設整備計画もございます。もちろん入札等のルールに則った上で、できる限り地元企業の参入機会を設けてもらうようにと要請させていただいたところであります。

3月30日、特別啓寿祝いで介護老人保健施設もみじの里に入所されている福永一枝様が満100歳を迎えられるということで、町からの特別敬寿祝い金と記念品を贈呈させていただいたところであります。

次に4月8日、令和8年度（2026年度）に鹿追高校寮に入った方々のウェルカムパーティーで、高校生が主体となって企画をしていただいた行事ですが、ここに参加させていただきました。参加者は新たな入寮者がペンギンハウスとドミトリーを含めて6名、在寮生が41名、入寮生の保護者家族7名、そのほかスタッフ等で合計70名ぐらいの規模で行われたところであります。高校生がいろいろ企画してクイズですとか楽しい取り組みで

あったと思っております。

4月14日、身体障害者相談員と、知的障害者相談員に対する委嘱状の交付をさせていただきました。2年間の任期で、身体障害者相談員については安井正勝さん、知的障害者相談員については志賀敏彦さんへそれぞれ委嘱状をお渡しさせていただきました。この相談員の役割ですけれども、地域と行政をつなぐパイプ役ということでいろいろな情報提供、地域活動へ支援活動を行っていただいているということです。ぜひいろんな活動をよろしくお願ひしたいという話をさせていただきました。

4月16日、北海道町村会第80回定期総会及び記念講演会が札幌市で開催されました。道内144町村のうち137町村の首長が出席いたしました。各種事業計画、決議案等が決定され、総会終了後は記念講演会も行われたところであります。

4月17日、株式会社日本経済新聞社帯広支局開設披露ということで、帯広市の北海道ホテルで開催され出席をしてまいりました。今年1月に支局が開設をされました。200人ほどの方が出席されておまして、日経新聞の飯田展久社長もお見えになっており、挨拶の中で新たな支局開設はほぼ記憶にないくらい久しぶりということでございました。帯広支局を開設した理由としては、十勝地域の農業と宇宙の取り組みに大きな期待を寄せられていることで支局の開設に踏み切ったということでございます。その後、講演会が開かれまして、十勝から世界へ農業、宇宙産業の可能性というタイトルで同社の編集委員さん、それから元編集委員さんであったジャーナリストの方の講演会も行われたところであります。

4月21日、こちらも特別敬寿祝いで介護老人保健施設もみじの里に入所されている高橋フサエさんが100歳を迎えられ、町から特別敬寿祝い金と記念品を贈らせていただきました。

4月22日、鹿追町産業後継者対策協議会総会及び鹿追町産業研修生歓迎式が行われました。産業後継者対策協議会総会は例年どおりの前年度実績、令和8年度（2026年度）の計画等について審議をいただき、その後今年度の産業研修生の歓迎式を行ったところであります。今年の産業研修生は4月1名でスタートをしたところでありますけれども、途中からもう1名の研修参加で、年度内はまだまだ時間がありますので、多くの研修生を受け入れていきたいと思っております。

4月23日、陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会総会、鹿追地区自衛隊協力会連合会総会、それから古林賢一陸上自衛隊鹿追駐屯地司令による防衛講話、昨年8月から今年4月までに鹿追駐屯地に転入された方々の転入幹部歓迎会を開催したところでございます。

4月25日、第19回道路ボランティア清掃が行われました。今年は町内外から23団体、個人も含めて約240名が参加いただきました。天気にも恵まれ、参加者も昨年より50名ほど多い状況で実施させていただきました。今回は鹿追市街の国道274号と、クックガルデン前からホクレンスタンド前の延べ4.8キロメートルで1時間半ぐらいの作業をお願いしたところであります。

4月28日、十字街商店会の令和8年度（2026年度）通常総会が町内で開催されました。私は出張中でしたので、渡辺雅人副町長に出席していただきました。

連休中の5月3日と4日、第17回十勝カップ北海道中学生柔道選手権大会がスポーツセンターで開催されました。道内各地から参加いただきました。参加人員約380人、団体71名で、大会実行委員長につきましては鹿追柔道連盟会の菊池輝夫会長が大会実行委員長でございました。団体戦に鹿追中学校が初めて参加して初戦を飾ったということでございますけれども、惜しくも入賞には至らなかったということでございます。

5月7日、特別敬寿祝いとして介護老人保健施設もみじの里に入所されている水野スエ子様が100歳を迎えられたということで、これも同じく特別敬寿祝い金と記念品を贈らせていただいたところであります。

同じく5月7日、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式で、HBA株式会社様より令和6年度（2024年度）に続いて企業版ふるさと納税をいただきました。感謝状を贈らせていただいたところであります。

5月11日、長期滞在で来られていましたストニィプレイン町のドナ・コーワン元町長の講演会で、約150名の方が参加していただいて、ドナさんから約40年間の交流の足跡等々をお話いただき、懇談会も開催されたところであります。

5月14日、北海道防衛局会計実地検査が行われるに当たり、検査員の方が町長室にお越しいただいて町の概要等主要な政策の説明をさせていただいたところであります。防衛の会計検査は本当に久しぶりでありました。今回、受験対象となったのは防災行政無線施設整備工事、鹿追本町市街地区水源地新設工事、町営牧場機械購入の3件が受験対象でしたが、いずれも指摘事項がなく終了したところであります。

5月15日、鹿追町商工会から要望書をいただきました。上嶋和志議長も同席いただいて、今回予算提案をさせていただいているプレミアム付き商品券、それと年末謝恩大売出しに関する要望書をいただいたところであります。

5月18日、帯広信用金庫鹿追支店の移転オープンセレモニーが鹿追郵便局前で行われま

した。今年2月に帯広信用金庫と日本郵便が連携協定を締結されて今回の取り組みに至ったということでもあります。郵便局の中に他の金融機関が併設されるのは全国で初めての取り組みといわれています。オープニングセレモニーでは私からも「町民皆さんの利便性の向上につながる取り組みで、町もしっかり応援させていただきたい」と話をさせていただいたところであります。

5月19日、令和8年度（2026年度）の北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会役員会と定期総会が滝川市で開催されましたので出席をしましてまいりました。特に今年の大きな事業は、防衛安保3文書の改定も予定されていることもございますけれども、7月に北海道の自衛隊を支える総決起大会が千歳市で開催されること、例年どおりの中央要望については防衛省あるいは自民党等に対して夏季は7月中旬、秋については11月上旬から中旬にかけて行うことが決定されたところであります。道内持ち回りでこの総会が開催されておりまして、来年度は恵庭市で開かれることが決定されました。

翌5月20日、北海道基地協議会の役員会、総会が恵庭市で開催されております。役員会と定期総会に出席させていただきました。基地協議会については、先ほどの駐屯地等連絡協議会は主に自衛隊の体制整備の関係、それから基地協議会は防衛施設周辺整備あるいは基地交付金等の財政的な問題はこちらのほうが大きいと思います。こちらのほうも夏と秋に道内要望あるいは中央要望を行うことを決定しました。これも道内持ち回りで開催しておりまして、来年度は岩見沢市で開催されることが決定をされたところであります。

同じく5月20日、鹿追町商工会の通常総会が開催をされました。私は恵庭に出席をしておりましたので、町からは渡辺雅人副町長が出席をしたところでございます。

5月21日、自衛隊募集相談員の委嘱式が町長室で、帯広地方協力本部の佐藤靖倫本部長とお二人の相談員、任期2年ですけれども、下川原民人様と松井一泰様の二人に今年6月から2年間の委嘱状を交付させていただいたところであります。

5月21日、町の国民健康保険事業運営に関する協議会が開催されました。今年度の国民健康保険税について協議会に諮問して答申をいただいて、それから議会に提案させていただく段取りになっております。今回、特に令和12年度（2030年度）とされている道内の保険料水準の統一に向けての保険税の改定について諮問し答申いただいて、今定例会で審議をいただくところでございます。

5月22日、武藤孔二記念奨学基金運営委員会が、運営委員さんが御出席のもと開催されました。この基金については、昭和54年（1979年）に御遺族の方によって公益信託が設

定されたことから始まり、平成 19 年（2007 年）からは町が基金として引き続いて今まで運用してきたところでございます。今般、支援の内容について拡充していきたい方針が議論されて承認され、今年からその内容に従って運用していきたいということでございます。

5 月 22 日、鹿追町観光協会の令和 8 年度（2026 年度）定期総会が開催されました。上嶋和志議長も御出席いただいて、新年度の事業としては「観光ブランド創出補助事業」、あるいは国の交付金等を使った「店（みせ）食べ応援チケット」、あるいは「しかおいシーズンフォト 2026」等の事業のほか、SNS を活用した情報発信を強化することが確認をされたところであります。

5 月 24 日、鹿追消防団春季消防演習が開催されました。団員、来賓、消防後援会等々含めて 100 名を超える方の出席で開催されたところでございます。

5 月 26 日、行政区長会議が開催されました。区長さん 46 名、非常に多くの方が御出席いただきました。オンラインも併用で 46 名のうちお二人はオンラインで参加していただいたところであります。特に今回は行政区の役割と併せて、地域つながり活動助成金の拡充もお話させていただきました。出席者からは、特に農家地区を中心に鳥獣害対策、それから先ほどお話しした地域のつながり活動助成金についての御質問、御意見等をいただいたところであります。

5 月 28 日、東京都で地域環境資源センターの定時総会が開催されました。一般社団法人地域環境資源センターでございますけれども、ここが何をやっているかという、主な事業としては農業集落排水事業あるいは公共用水域の水質保全、農村環境の保全等、農林水産省の許可団体であります。前町長から非常にお付き合いがあり、当時から役員させていただいており、私も引き続きこの役員を務めさせていただいております。理事 15 人のうち 10 人が全国の首長で、北海道内では私だけでございます。以前はバイオガス事業の事務局も務め、地域産業支援センターで持っていたということでございます。御存じの方は J A R U S という機関であります。今は別の機関にバイオガス事業の事務局は移っております。

5 月 29 日、J A 鹿追町第 78 回通常総会が開催されました。令和 7 年度（2025 年度）の J A 取扱農畜産物販売額が前年比 5 % 増の 271 億 6, 100 万円で過去最高を記録したこと等が報告されたところであります。それから今回は理事さんの改選の年でありまして、平成 29 年（2017 年）から 3 期 9 年にわたって代表理事組合長を務められた木幡浩喜代表理事組合長が退任されたところであります。その後開かれた理事会において、澤野直満専務が代表理事組合長として選出されたところであります。

同じく 5 月 29 日、西十勝森林組合の通常総会が新得町屈足の事務所で開かれ、私も参加してまいりました。森林組合の昨年度の取扱高が約 6 億 1,000 万円で、前年より若干 0.7% ほど減ったということでございますけれども、計画からいくと約 8% くらいのプラスというお話でありました。実は森林組合は新得と鹿追の森林組合が合併して 57 年になるのですけれども、それからずっと総代会方式をとっていたということでもありますけど、今回から全組合員を対象とした総会という形に移行し総会が開催されたところであります。

5 月 30 日、陸上自衛隊鹿追駐屯地創立 69 周年記念行事が開催されました。御来賓各位の御出席をいただき、非常に不安定な天候の中でありましたけれども、観閲行進、訓練展示等も行われたところであります。記念会食は鹿追地区自衛隊協力会連合会が主催し、約 150 人の皆さんが参加されました。特に鹿追町自衛隊協力会の女性部の皆さんの御支援をたくさんいただいたところであります。

6 月 1 日、特別敬寿祝いが 2 件ございました。介護老人保健施設もみじの里に入所されている畠山アヤ子様。それから特別養護老人ホームしゃくなげ荘に入所されている八木しづ様。八木様は 5 月 31 日に 100 歳、畠山様は 6 月 1 日で、それぞれ私は出張中でありませんでしたので、渡辺雅人副町長からお祝いを申し上げたところであります。

6 月 1 日、バイオマス産業都市推進協議会理事会が、これも東京で開かれて出席してまいりました。第 9 回定時総会に向けた理事会でございます。今年は役員改選の年でありますけれども、当面私が会長を続けることで総会に諮ることになってございます。2 年間の任期でございます。あと、バイオマス産業都市推進協議会の大きな事業である先進事例の視察は、今年、宮城県の大崎市、仙台市で行うことを決定したところであります。

6 月 8 日、企業版ふるさと納税で、令和 5 年度（2023 年度）から引き続き御寄附をいただいている陽気堂クリエート工業株式会社様から寄附をいただきましたので、感謝状を贈らせていただいたところであります。

以上申し上げまして、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

これで行政報告を終わります。

日程 5 報告第 1 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計繰越明許費報告
について

○議長（上嶋和志）

日程 5、報告第 1 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

報告第 1 号は、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告するをいたしまして、総務費、総務管理費で、定住促進住宅建設奨励事業で 50 万円の繰越し。

物価高騰対応商品券発行事業で 5,121 万 8,000 円の繰越し。

物価高対応子育て応援手当支給事業は 103 万 4,000 円としておりましたが、46 万 9,000 円の繰越し。

水道基本料金負担軽減対策事業は 1,071 万 9,000 円の繰越し。

農林費、農業費の地域農業構造転換支援事業は、3,449 万 9,000 円としておりましたが、繰越し額はありません。

道営土地改良事業は 2,410 万 2,000 円の繰越し。

観光商工費の鹿追町企業活性化推進助成事業で 813 万 6,000 円の繰越しであります。

繰越し額の合計は 9,514 万 4,000 円で、財源内訳は、国道支出金が 6,933 万 6,000 円、その他財源が 1,876 万 9,000 円、一般財源が 703 万 9,000 円となるものです。

以上、令和 7 年度（2025 年度）一般会計繰越明許費について御報告をさせていただきました。

御承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

よって、報告第1号は報告済みといたします。

日程6 報告第2号 令和7年(2025年度)度鹿追町簡易水道事業会計繰越明
許費の報告について

○議長(上嶋和志)

日程6、報告第2号、令和7年度(2025年度)鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。渡辺雅人副町長。

○副町長(渡辺雅人)

報告第2号は令和7年度(2025年度)鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、次のとおり報告するをいたしまして、資本的支出、建設改良費の事業名が簡易水道等施設整備事業で、795万5,000円の繰越明許とするものです。

なお、財源内訳は国庫補助金が318万5,000円、企業債が450万円、その他が27万円となるものです。

以上、令和7年度(2025年度)簡易水道事業会計繰越し明許費について御報告をいたしました。

御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

よって、報告第2号は報告済みといたします。

日程7 報告第3号 令和7年(2025年度)度鹿追町下水道事業会計繰越明許
費の報告について

○議長(上嶋和志)

日程7、報告第3号、令和7年(2025年度)度鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

報告第3号は、令和7年度（2025年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、次のとおり報告するをいたしまして、資本的支出、建設改良費の事業名が農業集落排水処理施設更新事業で、1億2,469万円を繰越し明許とするものです。

なお、財源内訳は国庫補助金が6,234万5,000円、企業債が6,200万円、その他が34万5,000円となるものです。

以上、令和7年度（2025年度）下水道事業会計繰越し明許費について御報告いたしました。

御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号は報告済みといたします。

日程8 承認第3号 専決処分を求めることについて

○議長（上嶋和志）

日程8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係する政令、省令がそれぞれ公布され、令和8年（2026年）4月1日から施行されますことから、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は大きく3点であります。

1点目が個人住民税関係で3つの改正点があり、一つ目が所得割の課税標準の変更について。二つ目が肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について適用期限を3年延長するもの。三つ目が優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について適用期限を3年延長するものであります。

2点目が軽自動車税関係で二つの改正点があり、一つ目が環境性能割の廃止に伴う改正について。二つ目がグリーン化特例の措置を2年延長するものであります。

3点目は条文の整理についてであります。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

御審議の上承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

承認第3号は承認することに決定しました。

日程9 議案第29号 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 9、議案第 29 号、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 29 号は、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係する政令、省令が公布され施行されますことから、条例の一部を改正するもので、主な改正点は 3 点であります。

1 点目が個人町民税関係で四つの改正点があり、一つ目が扶養親族等申告書に係る所要の措置について、二つ目が特定一般医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、三つ目が住宅ローン控除の適用の延長等について、4 点目が特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。

2 点目が固定資産税関係で、固定資産税免税点の見直しについて、3 点目が条文の整理についてであります。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について、改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 29 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 10 議案第 30 号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 10、議案第 30 号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 30 号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年（2026 年）4 月 1 日に施行されたことに伴い、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正するとともに、北海道から令和 8 年度（2026 年度）の市町村国保事業納付金額の通知があり、令和 8 年度（2026 年度）における国民健康保険加入者の所得による税額の推移により条例の一部を改正する必要があるため、この内容を町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日答申を得ましたので、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

主な改正点は 4 点であります。

1 点目が国民健康保険税の基礎賦課額の限度額を 1 万円引上げ 67 万円に改め、さらに子ども・子育て支援納付金の限度額 3 万円を追加するものです。

2 点目が国民健康保険税額の見直しで、医療給付費の給付医療区分の所得割を 7.8%から 8.3%に、後期高齢者支援金分の所得割を 1.9%から 2.5%に、後期高齢者支援金分の平等割を 1 万 2,000 円から 1 万円に、後期高齢者支援金分の平等割、特定世帯を 6,000 円から 5,000 円に、後期高齢者支援金分の平等割特定継続世帯を 9,000 円から 7,500 円に、介護納付金分の所得割を 1.8%から 2.0%に、介護納付金分の均等割を 1 万 2,300 円から 1 万円にそれぞれ改めるものです。

3 点目が令和 8 年度（2026 年度）より創設されました子ども・子育て支援納付金について税率を設定するもので、所得割税率 0.29%、均等割 1 人 900 円、18 歳以上均等割 1 人 200 円、平等割 1,000 円、平等割特定世帯 500 円、平等割特定継続世帯 750 円とするものです。

4 点目が国民健康保険税の減税の対象となる所得基準についての改正であり、5 割軽減の基準を 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減の基準を 56 万円から 57 万円にそれぞれ改めるものです。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 30 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 8 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 31 号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 31 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 31 号は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法が成立し、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行となることに備え、関係省令である家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部が改正され、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行されること。さらに児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、同基準の一部が改正が行われ、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日に施行され、満 3 歳以上限定、小規模保育事業が創設されたことに伴い、あわせて所要の改正を行うものであります。

なお、児童福祉法の改正により、小規模保育事業の確認及び許可に関し、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から起算して 1 年を経過する日までの間、改正後の内閣府令を市町村が条例で定めた基準とみなす経過措置が設けられておりますことから、施行期日といたしまして、1、交付の日の翌日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は当該確保に定める日から施行するといたしまして、（1）児童福祉法等の一部を改正する法律、附則第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 号の条例で定める日は、この条例の公布の日とし、第 13 条の改正規定は令和 8 年（2026 年）12 月 25 日としております。

以上、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の要旨を御説明申し上げます。

御審議の上議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 31 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 32 号 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第 32 号、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 32 号は、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

こども性暴力防止法が成立し、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行となることに備え、基準府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、児童対象性暴力等の防止等に関する義務付け規定が新設され、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行されることから、条例の一部を改正するものであります。

改正条例は、法律の施行の日、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日から施行するとしております。

以上、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 33 号 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 13、議案第 33 号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 33 号は、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

認定こども園しかおいにおいて実施いたします地域子育て支援事業における対象者につきまして、町内在住者のほか、里帰り出産や短期で来町される方等、多様なニーズに対応するため、実施事業の項目について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 33 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 34 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 34 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 34 号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、基準府令である特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正され、令和8年（2026年）4月1日に施行され、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、その定義、各種基準等所要の改正を行うものです。

なお、改正法により事業の確認及び許可に関し、令和8年（2026年）4月1日から起算して1年を経過する日までの間、改正後の内閣府令を市町村が条例で定めた基準とみなす経過措置が設けられていることから、施行期日といたしまして、1、交付の日の翌日から施行する。ただし次項の規定は公布の日から施行するとし、2、児童福祉法等の一部を改正する法律、附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日にするとしております。

以上、鹿追町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

休憩 11 時 05 分

再開 11 時 15 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 15 議案第 35 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 35 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 35 号は、令和 8 年度（2026 年度）一般会計補正予算（第 1 号）となるものです。

一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3 億 5,229 万 9,000 円を追加をいたしまして、総額を 109 億 3,929 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正追加についてであります。

補正の内容につきまして、歳出 41 ページより御説明をいたします。

総務費、総務管理費、企画振興費で、保育園留学用滞在住宅の改修及びシカソンサミット開催等のため、報償費 29 万 7,000 円、需用費、消耗品 25 万円、食糧費 3,000 円、修繕料 2 万 1,000 万円、役務費 7,000 円、委託料 21 万 9,000 円、使用料 45 万 5,000 円、備品購入費 545 万円のそれぞれ追加であります。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域で瓜幕エリア自然体験留学センター新築工事施工監理業務の委託料といたしまして 869 万円の追加。

ゼロカーボン推進費の報償費 29 万円、役務費 7,000 円のそれぞれ追加。

項目、戸籍住民登録費の負担金 13 万 6,000 円の追加。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計へ繰出金 537 万 9,000 円

の減額。

心身障がい者特別対策費の需用費、修繕料 18 万 1,000 円、負担金 46 万 5,000 円のそれぞれ追加。

北海道医療給付事業費の負担金 89 万 1,000 円の追加。

在宅福祉費、需用費、修繕料 11 万 6,000 円、委託料 135 万円、使用料 20 万 7,000 円、エシカルタウン集会施設運営経費等、備品購入費 290 万円、負担金 377 万 2,000 円のそれぞれ追加であります。

児童福祉費、こども園費の需用費、修繕料 49 万 5,000 円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で、町立病院運営補助として経営診断支援業務委託外のため、負担金 611 万 6,000 円の追加。

保健指導費の需用費、修繕料 11 万 9,000 円の追加。

トリムセンター費の委託料 56 万 8,000 円の追加。

農林費、農業費、農業振興費の負担金で、地域農業構造転換支援事業及びスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業補助金等といたしまして、負担金 1 億 5,765 万 9,000 円の追加。

畜産事業費の負担金 52 万 3,000 円の追加。

環境保全センター費で中鹿追堆肥化施設修繕業務委託料 3,588 万 2,000 円、瓜幕バイオガスプラント原料投入棟改修工事請負費といたしまして 4,488 万円のそれぞれ追加。

農業用水事業費の工事請負費 66 万円の追加。

産業後継者対策費の旅費 24 万 4,000 円、負担金 11 万円のそれぞれ追加。

林業費、林業振興費の負担金 12 万 5,000 円の追加。

商工費、商工振興費の使用料 74 万 5,000 円、十字街交差点駐車場補修のため工事請負費 411 万 4,000 円、プレミアム付商品券発行事業等、負担金 1,800 万円をそれぞれ追加。

観光費の報酬 202 万 3,000 円、職員手当 61 万 8,000 円、需用費、修繕料 53 万 5,000 円、地域おこし協力隊の委託料 441 万 7,000 円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費で、鹿追 7 号線防雪柵補修のため工事請負費 440 万円の追加。

都市計画費、公園緑地費の工事請負費 32 万 8,000 円の追加。

教育費、教育総務費、教育振興費の旅費 33 万 8,000 円、地域おこし協力隊の委託料 397 万 2,000 円、負担金 73 万 8,000 円のそれぞれ追加。

社会教育費、社会教育施設費の委託料 36 万 1,000 円の追加。

神田日勝記念美術館で旅費 22 万 3,000 円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金、合計 2,279 万 9,000 円の追加であります。

次に歳入 37 ページから御説明をいたします。

款項目、地方交付税の地方交付税 8,405 万円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で差引き 1,000 円の追加。

国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金 1,332 万 5,000 円、戸籍住民登録費、補助金 13 万 5,000 円のそれぞれ追加。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金で合計 523 万 3,000 円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金、社会福祉費負担金で、差引き 27 万 1,000 円の減額。

道補助金、農林費道補助金、農業費補助金で合計 1 億 5,765 万 8,000 円の追加。

款項寄附金、一般寄附金 9 万 9,000 円の追加。

繰入金、基金繰入金、環境保全センター繰入金 8,076 万 2,000 円の追加。

武藤孔二記念奨学基金繰入金 52 万 8,000 円の追加。

特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金 3 万 6,000 円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計 134 万 3,000 円の追加。

款項目、町債、総務債、総務管理債 940 万円の追加です。

次に 34 ページ、第 2 表の地方債補正追加について御説明いたします。

追加につきまして、起債の目的は一般補助施設整備事業で、限度額を 940 万円以内とし、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は 5.0%以内、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期間を短縮、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるとしています。

以上、一般会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 35 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 36 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 16、議案第 36 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 36 号は、令和 8 年度（2026 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算それぞれ追加または減額することなく、総額を補正前と同額の 6 億 9,471 万 2,000 円とするものです。

補正予算の内容につきまして歳出 56 ページより御説明をいたします。

国民健康保険事業費納付金の項目、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分及び保健事業費の項目、特定健康診査等事業費、保健事業費、それぞれ財源内訳の補正であります。

次に歳入 54 ページから御説明いたします。

款項目、国民健康保険税、医療給付費分現年課税分 179 万 4,000 円、後期高齢者支援金分現年課分 419 万円、介護納付金分現年課税分 123 万 5,000 円、子ども・子育て支援納付金分現年課税分 65 万 4,000 円のそれぞれ追加。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で 249 万 4,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、保険税減額分 36 万 2,000 円の減額、未就学児均等割保険税繰入金 4 万 9,000 円の追加。産前産後保険税繰入金 8 万 1,000 円、その他一般会計繰入金 498 万 5,000 円のそれぞれ減額であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 36 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 37 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 17、議案第 37 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第37号は、令和8年度（2026年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）となるものです。

第1条、補正予算（第1号）は次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益に611万6000円を追加し、補正後の総額を6億7,076万1,000円に改めるものです。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に611万6,000円を追加し、補正後の総額を6億7,076万1,000円に改めるものです。

第3条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、3億3,910万9,000円に611万6,000円を追加し、3億4,522万5,000円に改めるものです。

次に内容につきまして、1ページ、補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきまして、病院事業収益、医業収益、他会計補助金611万6,000円の追加。

支出につきまして、病院事業費用、医業費用、経費、委託料611万6,000円の追加であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

改めてお聞きしておきたいことが3点ほどある3点。

一つは、コンサルティング発注した背景なんですけども、人口減少や高齢者社会になっていますから、その時々、その病院の在り方については機微に見ていく必要があると私も思うんですけども、今回のこのコンサルタントへの発注の背景は、国から要請があったものなのか、あるいはコンサルタントからこういう事業があるからやりませんかと言ってきたものなのか、あるいは病院を経営・運営する町が必要があるとして考えてやったものなのか、

これをまず一つ目、お聞きしておきたいと思います。

それから二つ目ですけども、今回のコンサルタントに出した指標、目的といいますか、今までに過去2回ほどあると思うんです。この経営診断に出したことが。

今回のコンサルの指標、何を求めてやるのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

端的に言ってしまえば、一般企業化された他の病院と比較したりして、鹿追町の病院が赤字だ赤字だと言って、それを何とか黒字にしないとならない、そう考えたものなのかどうなのか。

私は公立病院で黒字にするなんてことは考える必要は全くないと思っております。しかしいいかげんな経営、運営をされては困ります。これは一般論として人間として誰でもそんなことはしないと思いますけれども、その辺をきちんとその指標としてどう出させるのかお聞きしていきたいと思っております。

それから三つ目ですけども、このコンサルタントに対する発注の方法、一般競争入札なのか、プロポーザルであるのか。その方法を考えたことがあるかどうか。そして全体を通して過去2回のコンサルタントの報告書について検証されましたかどうか、それを改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私からお答えいたします。

1点目ですね、今回のコンサルティング業務の予算化については、御質問ありましたけれども、例えば国・道からの働きかけ、あるいはコンサルタント等からの営業ということではなくて、町が独自の判断で今回予算を計上させていただいたということであります。

それから2点目、過去に私も承知しているのは2回ほどコンサルタントに経営診断してもらったことがございます。これは義務的にやらやらなければならなかったという経過も、2回ともそうだったかどうかちょっと私は自信ないんですけども、そういったことで入院病床の数等に応じて経営診断の数値を出していただいたというのがあります。

確かにそれから年数もたってますので、いろいろ社会全体の情勢も変わってますし、診療報酬の体系等々いろいろ変わってますので、私自身しっかりそれを見直したかと言われるとあまり自信がないのですが、過去のは参考にできる点もありますけれども、これは改めて過去のコンサルティングというか報告書は報告書として活用できる部分も一部あ

るかもしれませんが、それを今の状況で全面的に使っていいのかというと、なかなか状況としてはそうではないのかなと思っておりますので、改めて一からという言い方がいいかどうか分かりませんが、全般的に見直していく必要があると思っております。

お話として赤字、黒字の話がございましたけれども、川染議員おっしゃるように、自治体病院の役割というのは医療という点では病院全体、民間病院も自治体病院も、それは大きな目的は変わらないと思いますけれども、特に不採算部門あるいは救急体制等を担う自治体病院としての役割がありますので、そういった面に対して当然国でも普通交付税、特別交付税で一定程度支援をさせていただいているということでもありますので、それは経営上黒字になればそれに越したことはありませんけれども、この情勢で特に自治体病院が黒字化というのは私は難しいと思っておりますので、そういうことを目指すのではなくて、交付税の支援があるとは言いながら、それに一般財源をいくらでも足していけるという状況ではもちろんありませんので、当然無駄なものは省いていかなければなりませんし、そもそも経営全体を見直して、例えば今の 50 床という規模がいいのかどうかも含めて全般的に見直しができればと思っております。

それから事業者の選定については、単に金額だけの比較で事業者を選ぶのは適切でないと思っておりますので、提案方式等を含めた形で、透明性はもちろん持っていかなければなりません、金額だけの選定は今のところ考えておりません。

御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立 9 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 38 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 18、議案第 38 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 38 号は、令和 8 年度（2026 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）となる
ものであります。

第 1 条、補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は予算
第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中、資本的収入額が資本的
支出額に対して不足する額、1 億 71 万 8,000 円に 140 万 8,000 円を追加し、1 億 212 万
6,000 円に、当年度未処分利益剰余金 7,897 万 8,000 円に 140 万 8,000 円を追加し、8,038
万 6,000 円にそれぞれ改め、支出につきましては、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改
良費に 140 万 8,000 円を追加し、補正後の合計額を 2 億 5,213 万 4,000 円に改めるもので
あります。

第 3 条は、予算第 10 条に定めます利益剰余金の処分の補正であり、本文中、当該年度利
益剰余金及び資本的支出不足額に対する補填財源 7,897 万 8,000 円に 140 万 8,000 円を追
加し、8,038 万 6,000 円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきまして、次ページ、説明書より御説明をいたします。

資本的収入及び支出の支出につきまして、資本的支出、項目、建設改良費で、配水管路
新設工事 140 万 8,000 円の追加であります。

以上、簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 38 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 39 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 19、議案第 39 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 39 号は、令和 8 年度（2026 年度）下水道事業会計補正予算（第 1 号）となるものです。

第 1 条、補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、支出につきまして、第 1 款、下水道事業費用、第 1 項、営業費用に 304 万 1,000 円を追加し、補正後の合計額を 2 億 3,779 万 6,000 円に改めるものです。

補正予算の内容につきまして、次ページ、説明書より御説明をいたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、下水道事業費用、営業費用、処分場費で旅費

及び修繕料、合計 304 万 1,000 円の追加であります。

以上、下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 39 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 40 号 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 40 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 40 号は令和 8 年度（2026 年度）介護保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3 万 6,000 円を追加いたしまして、

総額を 5 億 7,212 万 6,000 円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出 69 ページで御説明いたします。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金の繰出金 3 万 6,000 円の追加であります。

次に歳入前ページであります。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 1 万 7,000 円の追加。

款項、支払基金交付金、地域支援事業交付金、現年度分 1 万 9,000 円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 40 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 21 議案第 41 号 瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 21、議案第 41 号、瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 41 号は、瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、萩原・窪田経常建設共同企業体、藤原・千葉組経常建設共同企業体、有限会社健勝重建、株式会社ナリタック、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、株式会社ネクサス、以上 7 者を指名し、6 月 4 日に入札いたしました結果、入札金額を 1 億 9,965 万円といたします、萩原・窪田経常建設共同企業体、代表者、帯広市東七条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお、落札率は 99.19%であります。

以上、瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 41 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 22 議案第 42 号 瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 22、議案第 42 号、瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 42 号は、瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、谷・菅原経常建設共同企業体、伊藤組土建株式会社、株式会社振興電気、株式会社北口電器商会、相互電業株式会社、大昭電気工業株式会社、川岸電設株式会社、以上 7 者を指名し、1 者が辞退したため 6 者により 6 月 4 日に入札いたしました結果、入札金額を 8,475 万 5,000 円といたします、谷・菅原経常建設共同企業体、代表者、鹿追町栄町 2 丁目 8 番地、有限会社谷電気商会、代表取締役、渋谷祐司氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 97.99%であります。

以上、瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約について御説明申し上げます。

御審議の上議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 43 号 瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議案第 43 号、瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 43 号は、瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるといたしまして、契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、森・志賀経常建設共同企業体、有限会社佐々木工務店、株式会社タカノ、池田煖房工業株式会社帯広営業所、三洋興熱株式会社、以上 5 者を指名し、6 月 4 日に入札をいたしました結果、入札金額を 5,395 万 5,000 円といたします、森・志賀経常建設共同企業体、代表者、帯広市西 19 条北 1 丁目 1 番 1 号、森設備工業株式会社、代表取締役西田典功氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお、落札率は 97.94％であります。

以上、瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約について御説明申し

上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 43 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は 13 時からいたします。

休憩 12 時 00 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 24 議案第 44 号 鹿追中学校バリアフリー化改修工事（建築主体工事）

請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 24、議案第 44 号、鹿追中学校バリアフリー化改修工事（建築主体工事）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 44 号は、鹿追中学校バリアフリー化改修工事（建築主体工事）請負契約についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、萩原・窪田経常建設共同企業体、藤原・千葉組経常建設共同企業体、有限会社健勝重建、株式会社ナリタック、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、株式会社ネクサス、以上 7 者を指名し、6 月 4 日に入札をいたしました結果、入札金額を 1 億 692 万円といたします、藤原・千葉組経常建設共同企業体、代表者、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原將智氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 98.88%であります。

以上、鹿追中学校バリアフリー化改修（建築主体工事）請負契約について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 44 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上嶋和志）

日程 25、議案第 45 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 45 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、患者輸送バス兼スクールバス購入一式であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、有限会社日吉鐵工車輛、有限会社佐々木自動車、三菱ふそうトラックバス株式会社北海道ふそう帯広支店、以上 3 者を指名し、6 月 4 日に入札をいたしました結果、入札金額を 1,230 万 9,000 円といたします、鹿追町西町 4 丁目 1 番地、有限会社日吉鐵工車輛、代表取締役、日吉秀典氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお、落札率は 94.8%であります。

以上、財産の取得について御説明をいたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 45 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 26 議案第 46 号 財産の取得について

○議長（上嶋和志）

日程 26、議案第 46 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 46 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産はスクールバス購入一式であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、有限会社日吉鐵工車輛、有限会社佐々木自動車、三菱ふそうトラックバス株式会社北海道ふそう帯広支店、以上 3 者を指名し、6 月 4 日に入札をいたしました結果、入札金額を 1,225 万 4,000 円といたします、鹿追町西町 3 丁目 10 番地 33、有限会社佐々木自動車、代表取締役、佐々木恭兵氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 94.7%であります。

以上、財産の取得について御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いをいたします

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 27 同意第 1 号 鹿追町農業委員会委員の任命について

○議長（上嶋和志）

日程 27、同意第 1 号、鹿追町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

資料配付のため、暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 1 号は、鹿追町農業委員会委員の任命についてであります。

次の者を鹿追町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現鹿追町農業委員会委員、第 25 期の委員の任期が令和 8 年（2026 年）7 月 19 日で満了になることによるものでございます。

ただいまお配りした資料を御覧いただきたいと思います。

次期、第 26 期の候補者名簿でございます。ここに記載のある 13 名の候補者の方々の氏名・性別・年齢・生年月日・住所、そして推薦区分については団体もしくは個人ということですが、今回自薦という方はおりませんでした。推薦者の欄につきましては、推薦の団体があれば団体名、個人であれば個人名を、それから認定農業者であるか否か、あるいは中立を、そして最後の欄につきましては経験の期数が記載されております。

13名の候補者のうち、認定農業者が11名、過半数という規定がございます。それから中立が1名、その他1名でございます。

また、農業委員の経験という点では4名の方が経験者、9名の方が新人でございます。

この候補者の選定の関係につきましては、渡辺雅人副町長を委員長とする評価委員会で審議がなされ、私のところに委員候補者として答申があったところでございます。本町の農業委員定数は13でございます。定数どおり13人の答申があったというところでございます。

以上で説明資料の説明を終わりました。議案の76ページに戻っていただきまして、それぞれ皆さんのお名前を読み上げさせていただいて、提案説明とさせていただきます。

なお、住所・生年月日については議案に記載のとおりでございます。それではお名前を申し上げます。

上嶋茂様、郡谷政典様、松浦修様、島かおる様、藤井史織様、大上俊行様、金子幸一様、加藤元幸様、坂本慎一様、植田雅敏様、那賀島穂様、台蔵誠様、最上繁人様、以上の13名でございます。

御審議の上、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（上嶋和志）

日程 28、同意第 2 号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため、暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 2 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現固定資産評価審査委員会委員の小林みどり様の任期が令和 8 年（2026 年）6 月 29 日で満了になることによるものでございます。当時から今期の任期満了により退任いたしたいという旨のお話ございましたので、後任の委員として馬場厚子様を選任いたしたく提案するものであります。

馬場様の経歴はお配りした履歴書のとおりでございます。人格・識見ともにすぐれ、固定資産評価審査委員会委員と適任と思慮いたすところでございます。

御審議の上、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから、同意第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 13 時 16 分